

ID: 288

担当部署: 上下水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	八頭町簡易水道事業給水条例 第8条第2項		
例規番号	平成17年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b> (工事の施行) 第8条 給水装置の工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項により指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置の工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日